保育環境としての地域の遊び場における事故防止について

元玉川大学教育学部教授　荻須　隆雄

キーワード：児童遊園、都市公園、固定遊具、事故防止、都市公園安全指針

はじめに

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、平成23年度に災害共済給付を行った保育所在籍児の負傷のうち、公園・遊園地で負傷した者は1,104人（男児：659人、女児：445人）と報告している。同年度の保育所における負傷総数からみると約３％であり、園舎内や園庭での事故発生率と比べると低率である。しかし、地域の遊び場を保育環境の一部として活用することが多い保育所にとって、遊び場の固定遊具（以下、遊具）等による事故、遊具の安全管理の現況や課題に関心を向けることは、保育所内における事故防止の向上に役立つと考えられる。

本稿では、関係機関・団体による最近の調査結果等を参考に、地域の遊び場を園外保育として活用する際の事故防止の視点について述べてみたい。なお、本稿では事故を「人と環境との関わりによって作用・発生し、負傷、障害、または死亡をもたらす現象」と定義する。また、文面により児童を小学生、子どもを幼児および小学生として用いる。

地域における公共の遊び場

各地域における公共の遊び場の種類や設置数は、市区町村の人口規模、地域特性などによって異なるが、最も代表的な遊び場には次のものがある。

⑴児童遊園…児童福祉施設の一種類。児童館とともに児童厚生施設（児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設）と区分される。「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」では、「児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること」と定められている。平成23年現在、3,164ヵ所（私営：68ヵ所含む。昭和57年の約4,460ヵ所を最多にその後は年々減少している）となっている。なお、児童遊園の主な利用対象は、幼児および小学校低学年の児童とされてきた。

⑵街区公園…都市公園法（都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。）に定められる公園のひとつ。

平成５年に都市公園施行令が改正されるまで、「もっぱら児童※の遊びに供する都市公園」として定められていた児童公園は、少子高齢化、国民の余暇の過ごし方の変化等により、その利用目的や対象を「もっぱら街区に居住する者に供することを目的とする」と改め、区分上の名称も「街区公園」に改正された（街区＝小学校の学区よりも小さな単位）。

※ここでは、児童の年齢についての規定はなかったが、児童公園の整備促進に関わる資料・文献から、主な利用対象は「年長幼児及び12歳以下の小学生」とされてきたと考えられる。また、児童公園には、ぶらんこ、すべり台、砂場を設置するように定められてきた（遊具のデザイン・構造等については定めがなかったため、ぶらんこを例に挙げると、後述するように一人用の「踏み板〔横板〕式」のほか、複数の者が同時に利用でき背もたれが付けられた「ゆりかご型ぶらんこ」〔外形により丸型、箱型や舟型ぶらんことも呼ばれる〕もある）。街区公園に改正されてからは、設置すべき特定の遊具についての定めはない。しかし、国土交通省による平成22年度の全国調査をみると、街区公園では踏み板式ぶらんこ、砂場、すべり台、スプリング遊具（写真１を参照）、鉄棒、シーソーの順で多い。

都市公園には、街区公園のほかに近隣公園、総合公園、運動公園、動植物公園等がある。それぞれの目的、規模等については割愛するが、子どもの遊びに供するために遊具が設置されている都市公園が多い。親子で一緒に利用でき、子どもの集団による利用も可能なように、保育所や街区公園に設置されている遊具と比べて高さもあり、大型の遊具が設置されている例も多い。また、後述するように、近年、大人を対象とした健康器具が設置されている例も増えている。

⑶その他の遊び場…条例で設置されている幼児・子ども広場、児童館や公民館の広場がある。公営住宅や集合住宅敷地内の遊び場は、その住宅に住む子どものために設置されているが、外部の子どもが利用することもある。また、寺院・神社によっては境内に遊具を置いていることもある。

遊具に関わる事故の原因

園庭や遊び場に設置された遊具による事故は、遊具をはじめ遊具の直下・周辺の地表面の状態､隣接する遊具、遊具近くにある柵、樹木等、利用する子どもの行動、服装・履物・持ち物、心身の状態（遊具の利用に不慣れ、うきうきしたなど)、利用時の天候（風雨、降雨後、高温等）や保護者・引率者の見守り・指導の状況などが関わっている。また、子どもが高さのある遊具から飛び降りる、より高く登ってみる・遠くに跳んでみるなどの試み・挑戦の結果、失敗し負傷することもある。

国土交通省は都市公園における遊具による事故防止のために、平成14年３月に『都市公園における遊具の安全確保に関する指針（解説版)』(以下､都市公園安全指針）を策定､公表している（『都市公園安全指針』は､その後、平成20年８月に一部が改正され、国土交通省ホームページに掲載されている)。『都市公園安全指針』では、事故の原因を「ハザード」と「リスク」とに分け、「ハザード」については、事故につながる危険性、あるいは、子どもが判断不可能な危険性と解説している。また、ハザードを「物的ハザード」と「人的ハザード」とに分け、それぞれ次のように例を挙げている。「リスク」については、子どもが判断可能な危険性と解説している。

■物的ハザード…遊具の構造、施工、維持管理の不備などによるもの
①不適切な配置…動線の交錯、幼児用遊具と小学生用遊具の混在など
②遊具及び設計面の設計、構造の不備…高低差、隙間、突起、設置面の凹凸など
③遊具の不適切な施工…基礎部分の不適切な露出など
④不十分な維持管理の状態…腐食、摩耗、劣化、ネジなどのゆるみの放置など

■人的ハザード…利用者の不適切な行動や服装など
①不適切な行動…ふざけて押す、突き飛ばす、動く遊具に近づくなど
②年齢､能力に適合しない遊具で遊ぶ…幼児が単独で、あるいは保護者に勧められて小学生用遊具で遊ぶなど
③不適切な服装…絡まりやすい紐（ひも）のついた衣服やマフラー、サンダルや脱げやすい靴の着用など

日本公園施設業協会（遊具、ベンチ等を製造・販売する全国の企業、約220社による一般社団法人）は、遊具の設計、製造、施工、維持管理を行ううえでの協会独自の安全規準『遊具の安全に関する規準（JPFA-S：2008)』(以下、JPFA-S：2008）を策定している。『JPFA-S：2008』では遊具の安全点検、維持管理のために、物的ハザードを例示しており、『都市公園安全指針』でも詳細に紹介、解説されている（『都市公園安全指針』は、国土交通省ホームページからダウンロード可。政策情報・分野別一覧：都市⇒主な施策：公園とみどり⇒トピックス)。

『都市公園安全指針』は、園外保育で利用する地域内の遊び場（団地内、寺社境内等の遊び場を含む）や遠足先で利用する遊び場に設置されている遊具の状態を事故防止の視点から、利用前に保育者が目、手、耳で確認する（後述する日常点検を参照）うえで大変参考になる資料である。是非､園内で回覧し活用することを勧めたい。また、ここで紹介されているハザード例や解説は、各保育所の園庭に設置されている遊具の安全点検、維持管理にも役立つのみならず、園舎内外のさまざまな施設設備の安全点検にも役立つであろう。ここでは、物的ハザードのいくつかを画像で例示しておく。

【写真１】
固いレンガ様地表面に設置されているスプリング遊具

【写真２】
ひも・ベルトが挟み込まれる隙間があるぶらんこの吊り金具

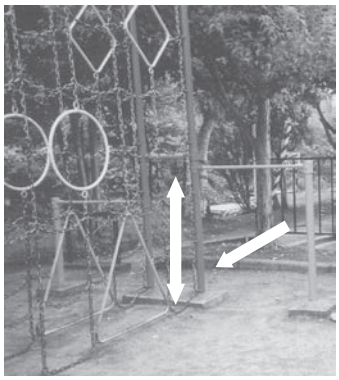

【写真３】
同時に利用する複数の子どもの衝突に結びつく接続した２種類の遊具

【写真４】
ひも・ベルト、衣類が引っ掛かりやすい手すりの接続部〔すべり台〕

【写真５】
つまずきやすい地表面〔ぶらんこ〕

【写真６】
固くつまずきやすい基礎部の露出〔鉄棒〕

【写真７】
衣服、フード、水筒・通園カバン・リュックサック等のベルトが引っ掛かりやすい部位の先端〔ジャングルジム〕

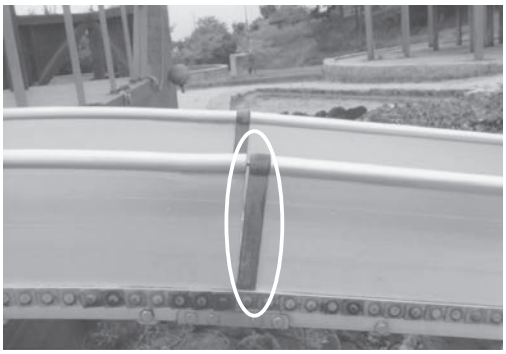

【写真８】
接続部が緩み手指を挟み込む可能性がある側壁部の隙間〔ローラー式すべり台〕

公共の遊び場の安全管理状況

国土交通省は、所管する都市公園における安全管理の強化、および、遊具に関わる事故防止を図るために、平成10年度から３年ごとに全国の地方公共団体（以下、団体）を通して調査を実施し、その概要を公表している。調査対象は、都市公園および団体が都市公園に準じて条例等に基づき管理を行っているその他の公園(先述の児童遊園や幼児広場等)、町内会・ボランティアによる公園愛護会が管理している公園等に設置されている遊具である。最新の調査（平成22年度）では、当該年度における①都市公園等における遊具の設置状況（約1,400の団体により、全国の都市公園の約97%で点検が実施された)、②遊具の安全点検状況、③遊具の安全確保措置状況が調査され、結果概要は国土交通省のホームページで公表されている。本稿では、園外保育の場として利用する地域の遊び場が、園庭に設置されている遊具の安全・維持管理の状況とは異なる状況にあることの理解、また、保育所における事故防止のさらなる推進に資するために、調査結果の一部を引用、紹介したい。

（1）遊具の点検状況

遊具の安全点検には、次のように①日常点検と②定期点検とがある。

①日常点検…公園管理者(管理担当部署。指定管理者を含む)が、遊具の不具合の有無、不具合の状況を調べるための方法。

㈠目視、㈡触診…遊具の表面を手で触って異常の有無を確認するために日常的に行う点検、㈢聴診…回転や上下・左右などの動的な機能・構造をもつ遊具について、その部分が作動時に異常な音を発していないかを確認する－例：シーソーの支点部、㈣打診…遊具を構成している金属部、木部、プラスチック部等をハンマー等で軽く打ち、音の濁り・高さの変化から接合部の緩み、亀裂、腐食等の有無を確認する方法がある。

②定期点検…管理者が遊具の状況に応じて専門技術者と協力して、一定期間ごとに目視・触診等や測定器を使用して行う点検。外観から確認が困難な部位・部材の点検、部材の劣化等の異常に関する点検が加えられる。

都市公園等を設置・管理する団体が実施する遊具の点検状況についてみると、日常点検の頻度は、「月１回」が最も多く51.2%であり、平均では3.8回／月である。これに対して、月に10～19回、20～29回や30回以上という団体が合わせて約10%ある。点検回数が多い団体では、きめ細かな点検が実施されていると考えられる。しかし、団体により都市公園等の設置数は異なるわけであり、日常点検の頻度は、団体としての実施頻度であるのか、または、都市公園１か所当たりの頻度であるのか明確ではない。例えば、月30回以上という団体が4.6%ある。都市公園等の設置数と職員体制等により、毎日の点検が可能な団体もあるであろう。業務として日常点検を毎日実施しているが、公園数が多い団体にあっては、全ての公園の日常点検は、毎日はできていないということも考えられる。なお、１回未満という団体も14%を占めている。

この調査結果で注目すべき点は、都市公園等を設置管理している団体の約65%では、安全点検の基本とされる日常点検の実施頻度は、月１回以下であるということである。すなわち、保育所では、毎朝、保育の開始前に園庭に設置されている遊具の状態、園庭内の放置物の有無等を確認しているであろう。しかし、都市公園等では、安全管理や利用者の指導を行う職員は常駐していないことに加えて、毎日の点検は行われておらず、夜間でも大人や若者等の利用も可能である。遊具やその周辺の地表面に生じてくるさまざまな「物的ハザード」に気づき、適切で迅速な対応がされにくいという状況にあると指摘できよう。

定期点検の頻度は、少なくとも年１回は必要と言われる。年１回または１回未満という団体は、合わせて約70%となっており、平均では年2.1回という結果である。定期点検の頻度についても、団体としての年間回数のほか、都市公園１か所当たりの点検頻度が明確になるような調査が必要である。

遊具の設置経過年数と安全管理の調査結果については後述するが、遊具の部材として使われている鉄、木材、プラスチック等は、日光・紫外線、雨・水、風・潮風等の影響を受けてさまざまな不具合が生じてくる。同じ遊具の製造者による同一遊具であっても、前述の自然条件のほかに利用頻度、普段における点検や適切な修理等により、耐用年数は一律ではない。長年の製造販売実績のある遊具製造会社による「踏み板式（横板式）ぶらんこ」の例を参考に紹介すると、柱・梁・連結部分の金属部の耐用年数は10～15年程度であるが、吊り鎖（鉄製チェーン）は５～７年程度、座板（木製・ゴムカバー）は３～５年程度である。雨量が多く夏季の湿度が高い日本で多い木製遊具についてみると、木材は腐朽、シロアリによる食害、カビによる表面の汚染、風化など生じやすく、耐用年数は金属よりも短い。

このように、各遊具のそれぞれの構造部分に恒久部材が使われているか、劣化が進みやすい消耗部材かによって、安全点検、維持管理の重点の置き方や方法も異なってくることが必要である。事故防止、安全管理のために、設置後、年数を経るに伴って、より綿密な定期点検とその結果に応じた適切で迅速な部位の交換等の対応が必要となってくる。利用する地域の公共の遊び場の安全・維持管理の状況について、普段から目を向けることが望まれる。

（2）点検後の安全確保措置の状況

全国の全遊具数の約９%にあたる約４万基が、安全確保処置（修理、撤去や更新）の対象となっている。安全

確保措置が必要となった割合が高かった遊具は、木製や鋼製の複合遊具（複数のタイプの遊具が連結されている遊具。参考：写真12–①、13–①）、プラスチックや合成繊維ロープ等使った複合遊具となっている。

なお、『都市公園安全指針』では、過去の事故例からみて重大な事故が生じやすいために、遊具の選定に当たって、管理・指導者が不在な都市公園等への設置には慎重を期する遊具として、「ゆりかご型（外形により箱型・丸型・舟形とも呼ばれている）ぶらんこ」および「遊動木」が挙げられている。また、『JPFA-S：2008』では、この２種類に「回旋塔（回転塔）」を加え、これらの遊具については、十分な点検と管理監督が必要であること、また、改善が不可能な場合は、使用を禁止し撤去することが望ましいことを強調している。撤去の割合が高かった遊具として、吊り輪、ゆりかご型ぶらんこ、回転塔となっている。

（３）遊具の設置経過年数の状況

遊具の設置経過年数の結果についてみると、20年～30年以上を経過している遊具は、遊具全体の約47%を占めている。30年以上経過の遊具に限ってみると、全遊具の25%を占めており、４基に１基が30年以上を経ているという状況である。設置後20年以上を経過している割合が高い遊具は、象形遊具（動物や乗り物等を象ったコンクリート製等の遊具）、ジャングルジム、回転塔となっている。

前項で遊具の耐用年数について触れたが、例えば鉄製の部材が30年以上を経過している場合、その表面や溶接・接続部に摩耗、亀裂、腐食、変形等が生じていることが多いであろうし、円筒状の支柱の内部、地中に埋設されている基礎部、雨水が溜まりやすい地表面に近い部分の腐食は、外観だけでは判断が難しい。耐用年数をはるかに超えた鉄製遊具の支柱部が腐食していたために、日常点検の直後に倒壊し、利用していた子どもが死傷したという例もある。

なお、設置経過年数に関する調査結果では、全遊具の約14%が「不明」である。このことは何を意味するのであろうか。この調査では、各団体が、都市公園等別、遊具別に「管理台帳（各遊具の設置場所、設置した年月日、遊具の製造者名、施工者名、耐用年数、仕様や修理等の維持管理の経歴等を記載した帳簿〈遊具履歴書〉）」を整備しているか、いつから「管理台帳」を整備、活用しているかについては問われていないため、「不明」の理由は分からない。設置年月等が不明な遊具については、精密点検や必要な修理等の記録も十分ではないと考えられる。

遊具による事故の発生状況

（１）東京消防庁による遊具に関わる事故調査

東京消防庁は、平成19年から平成23年の間に、管内の遊び場、小学校、幼稚園、保育所や店舗などにある遊具により負傷し、緊急搬送された12歳以下の子ども約3,300人（平成23年では620人）について、遊具別、性別、年齢別、受傷形態別等の面から分析、検討し、ホームページで公開している。

遊具に起因する子どもの事故の発生場所は、公園・広場等、幼稚園・保育所、学校・児童館等、店舗、動物園・遊園地等の区分で、すべての年齢で「公園・広場等」が最も多い（２～４歳では、いずれの年齢でも毎年、約250名の幼児が救急搬送されている）。

救急搬送人員を遊具別にみると、「すべり台」が最も多く約1,000人である。次いで「ぶらんこ」（約600人）となっている。「雲梯」「ジャングルジム」「鉄棒」はともに約250人である。国土交通省は、前述した遊具の安全管理の現状に関する調査に併せて、遊具別の設置数についても調査している。既に概説したように、旧称：児童公園（現：街区公園）および児童遊園に設置すべき遊具については、長年、「すべり台」「ぶらんこ」および「砂場」とされてきた。このような歴史的背景があることから、国土交通省による遊具別の設置数の結果をみても、「踏み板式ぶらんこ」が最も多く、次に「すべり台」が多い。第３位以下は「砂場」「スプリング遊具」「鉄棒」の順になっている。すなわち、救急搬送人員が「すべり台」「ぶらんこ」で多い理由として、両遊具の設置数が多く（国土交通省の調査結果から計算上、両遊具は公共の遊び場２ヵ所に１基の割足で設置されている）、両遊具の利用度が他の遊具と比べて高い結果、事故発生数が多くなっていると考えられる。

次に、遊具別に中等症（初診時に入院を要する程度の負傷）以上の子どもの割合を比較した結果をみると、高い順に「雲梯」で約38%、「のぼり棒・すべり棒」で約32%となっている。ジャングルジム、鉄棒、複合遊具や回転式遊具は約20% ～24%となっている。

「雲梯」「のぼり棒・すべり棒」で中等症の割合が高い原因は、これらの遊具からの落下（ふざけていて・押されて落下、自ら飛び降りるなど）と分析されている。救急搬送人員が最も多い「すべり台」での中等症の割合は約16%であるが、事故の原因としての落下に限ってみると20%と高率である。遊具に関わる負傷の原因（受傷形態）には、落下のほか衝突、転落、挟まれるなどがある。「すべり台」以外の遊具でも、落下による負傷は、中等症以上の割合が高い。

この調査では、保育者の引率による園外保育中か、保護者同伴か、子ども単独での利用かについては区分されていない。しかし、この調査結果から、園外保育で地域の公共の遊び場を利用する際、遊具からの落下をはじめとする

事故の防止に配慮することの重要性が確認できよう。

（２）日本スポーツ振興センターによる保育所・幼稚園における遊具事故調査

日本スポーツ振興センターは、平成22～23年度に学校災害防止調査研究委員会（筆者他）を置き、平成22年度に共済給付を行った保育所及び幼稚園の３歳以上の幼児による遊具に関わる事故約10,000件について、事故直前の行動別、事故の発生状況等について分析、検討している。

保育所・幼稚園では、「落下」による事故が最も多く(40.1%)、次いで「他の幼児との衝突等」(19.8%)、「遊具等との衝突」(15.8%) という結果である。園庭の遊具として代表的な鉄棒、すべり台、ぶらんこ、ジャングルジム、雲梯、登り棒では、「落下」による事故が最も多い。シーソーに関わる事故は少ないが、落下よりもシーソーとの衝突が多い。傷病別では挫傷・打撲（30.9%）が最も多く、次いで骨折（21.2%）、挫創（14%）である。部位別では、頭部、歯部、眼部等の顔部が最も多く(46.5%)、上肢部（24.7%）、下肢部（8.5%）、体幹部(4.4%)という結果である。

【写真９】背伸ばし用器具
（左―ベンチ式、右―懸垂式）

【写真10】足裏のツボを刺激する器具

大人を対象とする健康器具系設備の増加に伴う子どもの事故

先述のように、平成５年に都市公園法施行令の一部が改正されるまで、旧児童公園の利用対象は児童に限定されていたが、その後は、街区内の児童を含む住民のライフスタイルに適する公園として整備することに変更された。この制度改正により、全国の旧児童公園においてそれまで設置されていた遊具が即座に変更され、大人・高齢者用の運動・レクリエーション用の器具が設置されたわけではない。しかし、国土交通省による遊具の設置状況に関する調査結果では、近年、少子化の進展を背景に、大人を対象とした健康器具が、街区公園をはじめ近隣公園、地区公園等の都市公園、市町村が管理する広場等に増加している。

背伸ばし用器具（写真９）、足裏のツボを刺激する器具（写真10）は、その一例である。これらの例のように、可動する部位がないものもあるが、器具の部位が回転したり、左右に移動する構造のものもある。

国土交通省は、平成21年度～23年度の間に発生した都市公園等に設置されている健康器具に関わる幼児、小学生の事故について調査している。事例を紹介すると、①懸垂運動系器具からの落下による負傷（５歳・男児・頭部切り傷)、②木製腹筋運動系健康器具をすべり台代わりにして遊んでいて、手指等にとげが刺さった（幼児)、③平行棒系健康器具で遊んでいたところ、顔面から落下し永久歯を破損（７歳・女児)、④懸垂運動系器具で遊んでいて着地しようとしたところ、バランスを崩したために落下し、右腕を骨折（８歳・女児)、⑤足ツボ舗装系器具の手すりに腰かけていたところ、バランスを崩して後方に転落し後頭部を負傷（裂創、７歳・男児）など、14例が把握されている。

ここに例示した事故は、遊具からの落下、着地の際にバランスを欠く、遊具への衝突、遊具の不具合による負傷等のように、子ども用に設置されている遊具の事故にもみられる事故ではあるが、説明するまでもなく健康器具は大人の体格に合わせて造られており、その利用方法も大人には理解されていることが前提となっている。健康器具による子どもの事故件数は、全国的に多発している訳ではない。しかし、子どもが利用する街区公園等に遊具と接近したところに健康器具が設置されていたり、付き添いの保護者にも子どもの利用には不適切であることが分かりにくい場合もある。今後、健康器具の設置増加が予想されるが、幼児や小学校低学年児童による重大な事故の増加が懸念されることから、健康器具による事故防止に対する対策を急ぐ必要がある。

遊具の利用対象年齢層・利用上の留意点

既に述べたように、幼児や小学生にとって代表的な公共の遊び場である街区公園と児童遊園は、年長幼児と小学生を主な利用対象者として、高度経済成長期以降に整備されてきた歴史がある。また、特に法令上、必置とされてきた「ぶらんこ」「すべり台」「砂場」（これらの遊具は、長年にわたって保育所、幼稚園においても必置の設備とされてきた）は、年長幼児や小学生の体格や運動能力等に合わせた設計で製作、設置されてきた。すなわち、旧称：児童公園と児童遊園に設置されている遊具の中には、年少幼児の利用には適していないものが少なくない。

例えば、【写真11】は、某政令指定都市の設置管理による都市公園に設置されている複合遊具の登降部である。階段部分の手すりの高さや間隔を測定していないが、この構造は幼児の体格に適しているであろうか。

【写真11】複合遊具の登降部

【写真12–①】は、同じ複合遊具の全景である。遊具の支柱部に貼付されているシール※を注視してみると、「この遊具は６～12歳用です〔写真12–③〕」と示されている。また、【写真13–①】の遊具は、幼稚園に隣接する都市公園に設置されている複合遊具であり、降園直後、保護者が見守る中、多くの幼児がよく利用している。この遊具には、「保護者の方へ―吊り橋の利用対象年齢は６歳～12歳です。６歳未満の幼児が遊ぶ時は、十分に注意してください」と記された札が掛けられている。

※例示のシールは、人的ハザードや危険度が高い遊びによる事故防止のために、日本公園施設業協会により平成15年に製作され、会員の会社や希望する団体に配布されている。全国の公共の遊び場の全遊具に貼付されるまでには、時間を要する。なお、ここで例示した利用対象年齢や利用時の留意事項を表示したシール、および、遊具による事故防止のために保育者・保護者向けに作成された冊子は、当該協会のホームページで紹介されている。

ここで例示したように、また既に触れたように、地域の公共の遊び場に設置されている遊具の中には、幼児の体格や運動能力等に適さないものがある。例示のような利用対象年齢を示したシール等が貼られている遊具は、まだ少数である。地域の遊び場を利用する際、保育所の遊具の登降部、滑走部等の傾斜角度や幅、手すりの高さ・間隔・太さ、地表面からの高さ、回転部のスピード等と比較し、落下・転落、つまずき、手や足（靴）の滑りが起こりやすいと思われる遊具については、状況に応じて幼児に注意を促すとともに、遊具の傍らでの保育者による見守りが必要である。

おわりに

本稿では、地域の公共の遊び場の代表である旧児童公園（現街区公園）、および、児童遊園に設置されている遊具の安全管理の現況、問題点について触れながら、園外保育で公共の遊び場を利用する際の事故防止上の留意点について述べてきた。公共の遊び場に設置されている遊具の安全・維持管理の面には、依然として改善されるべき課題がある。これらの遊び場を利用する際は、保育者が遊具のみならず、遊具の直下・周辺の地表面、柵、便所、水飲み場、排水路、樹木等、遊び場全体の安全性を確認し、幼児に対しては強弱をつけた事故防止の配慮が行われることを望みたい。

また、遊具等に不具合を見つけた場合は、地域の子どもの事故防止のためにも、遊び場を管理する市区町村の担当部署（公園緑地・都市計画、保育・子育て支援等の係課）に連絡し、適切な対応が迅速になされるような地域づくりが、保育所関係者が中心となって担当部署との連携により推進されることを期待したい。

文　献

国土交通省：都市公園における遊具の安全管理に関する調査の集計概要について（平成22年度結果，国土交通省HP：新着情報一覧：2012年３月29日
厚生労働省：平成25年版　厚生労働白書―資料編，2013
日本スポーツ振興センター：学校の管理下の災害―25―基本統計，2012
日本スポーツ振興センター学校災害防止調査研究委員会：学校における固定遊具による事故防止対策―調査研究報告書，2012
東京消防庁：報道発表資料―遊具にかかわる事故に注意!，2012年３月14日
東京消防庁：日常生活における事故情報―子どもの事故―遊具に起因する子どもの事故の発生状況―，2012年３月

【写真12-①】複合遊具例

【写真12-②】

【写真12-③】

【写真13-①】吊り橋

【写真12-②】

【写真13-③】